

## 部活動等運営・指導体制について

### 1. 活動方針

#### (1) 活動基準について

本校部活動については、以下の原則に沿ったものとし、運動部・文化部及び同好会に適用とする。

活動日	活動目安時間	休養日設定基準	備 考
授業日	3時間以内	週当たり1日以上	冬季は短縮を心掛ける
土・日・祝日	原則4時間以内	月当たり2日以上	4時間超の場合、1時間程度の休憩を設定
考查期間及びその他期間		活動に関して	備 考 (活動を希望する場合)
定期考查1週間前～最終日前日		原則活動休止	大会参加直前等、必要に応じて管理職に練習時間と場所を届け出て、許可の下に活動
学校閉学日・年末年始		活動休止	

#### (2) 補足・留意事項

上記(1)を踏まえ、各種事項につき、以下の通りとする。

項目	留意点
1 夏季及び冬季休業中の活動と休養日について	上記(1)該当事項に準じた運用
2 週末を含む大会参加数について	原則月当たり2大会まで
3 週末等を含む練習試合等について	生徒・保護者の過度の負担とならない計画と配慮
4 その他の特別な事情	校長からの指導及び必要に応じ可否判断を仰ぐ

#### (3) その他確認事項

上記(1)を踏まえ、以下の項目について職員共通の確認事項とする。

項目	確認事項
1 冬期間の活動	生徒の登下校・顧問の出退勤を考慮した計画と、降雪等に対応した柔軟な運用
2 学習時間	考查前だけでなく、平素の授業日にも学習時間が確保可能な計画設定
3 休養日の指示	学校での自主練習は厳に慎むように指導
4 練習計画	行事予定をもとに有意義な練習・休養となるように、生徒・保護者への事前提示
5 顧問自身について	自身の心身のコンディションを踏まえた指導の実施

※ 以下の別紙を参照

(別紙)

運動部活動に係る活動方針（文化部・同好会等も準じる）

運動部活動における安全管理と事故防止の観点からの指導体制・環境整備

## 2. 指導活動等について

### (1) 生徒への指導等について

実際の生徒指導については、以下の事項について心掛けるものとする。

1	入部前勧誘	主に新入生に対し所定の勧誘期間を設定し、部活動の魅力や意義を伝達
2	入部申出時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生・中途入部者へ『入部届』提出を指導</li> <li>・原本は顧問、コピーを担任が保管</li> <li>・『部員名簿』を作成し、特別活動部および管理職に提出</li> </ul>
3	退部申出時	退部申出時には本人へ理由確認と、保護者への連絡と意向確認
4	退部確定時	退部時には『退部届』の提出をさせ、学級担任及び保護者会等にも周知
5	信頼関係構築	個々の部員の能力の伸張、更には円滑な部活動運営の基礎となるものとして、生徒との信頼関係の構築に努める
6	部内状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平素の活動時および校内での部員間の雰囲気や状況の把握に努める</li> <li>・異常を感じた際は、(問題の発覚・表面化の有無にかかわらず) 担任をはじめ、学年部、各科および生徒指導部等の関係部署との連絡連携を図る</li> <li>・部内状況を職員全体へ伝達し、部員の状況についての情報の収集と共有を図る</li> </ul>
7	指導の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームの勝利に偏重しない、個々の部員の能力に応じた適切な指導</li> <li>・顧問の経験のみならず医科学的見地も踏まえた練習方法の模索</li> <li>・大会成績や練習成果を振り返り、部内で共有するとともに今後の指導に反映</li> </ul>
8	マナー・モラル面の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内において、いじめ・いやがらせ等の問題につながるような言動への注意</li> <li>・自校・他校の部や部員に対するSNS等での中傷をさせないためのモラル指導</li> <li>・校内外を問わず、施設利用時の使用上のマナー・ルール遵守の徹底</li> <li>・清潔な部室の維持や私物の整理(部活動に不要なものを持ち込ませない)</li> <li>・施設の施錠や火気管理と、顧問への報告の徹底</li> </ul>
9	生活指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な心身維持のための基本的な食生活等の食育指導</li> <li>・疲労回復や学習時間確保等、有意義な休養日の過ごし方に関する指導</li> <li>・平素の帰宅時間・帰宅方法の把握し、部活動以外の時間の使い方への助言</li> </ul>

### (2) 顧問としての留意事項について

部員生徒への直接的な指導以外にも、以下の事項について心掛けるものとする。

1	状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平素より部員の心身状況を観察・把握し、負傷・疾病時に適切な対応がとれるよう、養護教諭との連携を図り、管理職への報告を行う</li> <li>・活動時の天候・温湿度を把握し、負傷や熱中症等の事故防止に努める、もしくは活動実施の有無に関する適切な判断を行う</li> <li>・活動開始前には、必ず顧問自身が活動場所のコンディション確認に努める</li> <li>・ネット、支柱、各種機器等の備品は、使用前後に点検し、事故防止に努める</li> </ul>
2	実際の活動時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動開始前後にはミーティングを実施、注意喚起と部員状況把握に努める</li> <li>・活動中は可能な限り現場常駐を心掛ける</li> </ul>
3	活動上の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問間での連絡を密にし、活動時の顧問不在を極力避けるようにする</li> <li>・指導が、人権侵害や体罰におよぶことのないよう、顧問同士が互いに注意し、それを受け入れられる環境づくりに努める</li> <li>・活動計画の事前提示と配布をもって、保護者から理解と協力を得るように努める</li> <li>・外部指導者との情報共有を心掛けるとともに、外部指導者として本校教育活動上の生徒への指導に過度の干渉がなきように注視する</li> <li>・施設設備の破損については速やかに事務室に報告をするものとし、修理・改修を要するものについても同様に事務室と連携をとりながら進めるものとする</li> </ul>

### 3. 大会への参加等

#### (1) 大会への参加等に際して

各種大会への参加および遠征、合宿や練習試合の実施に際しては、以下の事項について心掛けるものとする。

1	事前計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・移動先の距離と適切な移動手段を踏まえ、無理のない、安全な行程・日程を考慮した事前計画を作成し事故防止に努める</li><li>・上記事前計画を添付した諸届を提出し、管理職の確認を経ての実施とする</li><li>・活動への参加および車両への搭乗を同意した保護者には、その旨の『同意書』の提出を求める</li></ul>
2	保護者運転による移動	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者が移動を担当する場合は、事前に計画を提示し、出発から帰着までの間の綿密な連絡を心掛ける</li><li>・実子以外の部員生徒同乗の場合は、搭乗者保険（運転手以外の同乗者にも適応の保険）の加入状況を確認する。</li><li>・他の保護者の車両への同乗に同意する保護者には『同意書』の提出を求める</li><li>・保護者車両での移動に要した燃料費や自動車道代等の金銭に関するこことには関与しない</li></ul>
3	会計処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・定められた手順による適正な会計処理を厳守する</li><li>・別途集金を要する場合は、事前に起案し、校長名で保護者への通知配布とする</li></ul>

### 4. 事故発生時の対応

#### (1) 事故発生時の対応について

活動時内の生徒負傷等、不測の事態が発生した場合は、独断によらず以下の事項に沿った対応を心掛けるものとする。

\* 1の重傷に該当するか、2の軽傷に該当するかについては、『危機管理マニュアル』内「救急対応マニュアル（負傷者への具体的対応）」を判断の指標とする。

1	重傷の場合 (意識混濁など 重篤な状態)	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間の経過による回復を期待せず、管理職および保護者に迅速な連絡を試みる</li><li>◎『危機管理マニュアル』に沿った対応を心掛ける</li><li>※参照<ul style="list-style-type: none"><li>①「事故発生時の救急措置手順」</li><li>②「救急対応マニュアル（負傷者への具体的対応）」</li><li>③「事件・自己発生時の緊急対応マニュアル」</li></ul></li><li>・事故発生時の状況を確認し、メモ書きやまとめたもので正確な情報伝達</li></ul>
2	(比較的) 軽傷の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当日中に保護者への連絡および管理職に報告</li><li>・翌日以降も状況把握を兼ねた生徒への声掛けで心理的負担の軽減を図る</li></ul>

運動部活動運営・指導の手引より（平成30年8月 秋田県教育委員会）

- ・「校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する」
- 外部指導者、保護者、生徒へも確実に周知することが求められる。

図1 運動部活動指導体制

